

# お墓じまいの手続きについて

登録している管理者が

亡くなっている

健在である

承継届が必要です。  
管理者とあなたの関係性がわかる  
戸籍等のコピーが必要です。

お墓の遺骨を移動する場合は改葬届が必要です。  
各遺骨それぞれに許可証を1枚ずつ発行します。  
※移動する先の墓地やお寺に提出する場合があります。  
移動する管理先に確認ください。

魂ぬき・撤去工事（お客様が手続きください）

返還届  
更地になった際に提出します

この矢印は手続きが必要なものです。  
1度にできますのでご相談ください。  
必要なもの：印鑑（承継するなら 戸籍も）